

【東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者 応募資格・条件】

(1) 応募資格

- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること（法人格の有無は問いません。）。個人での応募はできません。
- イ 東京都内の区市町村において、公共図書館の管理運営業務を行った実績がある法人等

(2) 応募者の制限

法人等又はその代表者が、次に該当する場合は応募者となることができません。
なお、協定締結までの期間に、次の要件に該当となった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人等
- イ 国税又は地方税を滞納している法人等
- ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、東大和市又は他の地方公共団体から指定を取り消された法人等で、その取り消しの日から2年を経過しないもの
- エ 市長、副市長若しくは地方自治法第180条の5の規定により設置する委員会の委員若しくは監査委員（以下これらを「市長等」という。）又は議員が、役員若しくはこれに準ずべき者又は支配人となっている法人等(市長等にあつては、東大和市が資本金、基本金その他これらに準ずべきものの2分の1以上出資している法人等を除く。)
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている法人等
- カ 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している法人等
 - (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (ウ) 公務員であった者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当する法人等
- ク 応募書類提出時点において、東大和市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- ケ 「東大和市契約における暴力団等排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けている法人等
- コ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は更生手続きをしている法人等
- サ 指定管理者の選定を行う選定委員及びその家族の属する法人等